

2013年5月1日

各位

「TDM 研究」誌への論文投稿にかかる規範の遵守について

日本 TDM 学会理事長 上野 和行
TDM 研究編集委員会委員長 奥田 真弘

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本学会は TDM に基づいた薬物治療の質向上を図るため、会員による薬物治療のエビデンスの創出と学術論文としての公表を推奨しています。一方、社会では、学術論文のねつ造や盗用、多重投稿などの問題が新聞等で報道され、論文の学術的価値や科学者の社会的信用に対しても厳しい目が向けられています。

本学会の機関誌である「TDM 研究」は、TDM に関する幅広い領域の学術論文を厳正なピアレビューに基づく審査を行い、学術的成果を広く社会へ発信しています。言うまでもなく、学術論文はオリジナリティーに基づいて創製されるべきものであり、TDM 研究誌に掲載される論文においても、その価値については疑う余地がありません。

このたび、「TDM 研究」編集部では、論文のねつ造や盗用、多重投稿等の防止を徹底するため、投稿規定を改訂し会員へ周知を徹底することにしました。TDM 研究誌へ論文を投稿される際には投稿規定を再度確認し、適切な論文投稿にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

投稿規定の改訂内容（抜粋）

4. 投稿手続き

4-5【追加】 カバーレターに、1) 論文内容がたとえ部分的であっても他誌に掲載されたり審査中でないこと、2) 全著者が研究の立案、遂行、解析又は原稿執筆に貢献し、最終原稿を確認し投稿に同意していること、3) 倫理に関する配慮（必要な場合）を明記し、電子投稿システムを用いてアップロードすること。

5. 原稿の審査及び掲載順

5-4【追加】 論文内容のねつ造や盗用、多重投稿等、学術論文としての公正性を著しく損なう行為が判明した場合は、審査中であれば却下、採択後であっても掲載を撤回する場合があります。